

志學館大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

志學館大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、志學館大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、共学化及びキャンパスの移転という二度の大きな転換を経る中、その都度建学の精神・大学の基本理念の見直しに取り組んできた。これに基づいて、大学の使命・目的及び教育目的は「志學館大学学則」に明確に定められている。

大学の個性・特色は、「教職員と学生の距離の近い大学」「地域に密着した大学」として現出している。とりわけ地域社会に向け4センターを設置し、成果を挙げていることは特筆に値する。

教育基本法、学校教育法など法令への適合は、学則の定めにより担保されている。大学の使命・目的及び教育目的は、見直しに際し教授会等の議を経ており、教職員、役員の理解・支持は十分に得られたものとなっている。

法人は、現在「長期経営計画（2010～2015）」を推進中であるが、同時に策定された大学の長期ビジョンには、見直しを経た大学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

「基準2. 学修と教授」について

大学全体としては収容定員を満たしているが、一部の学科に充足上の課題がある。教育課程は、編成方針が明確に定められ、体系的に整備されている。また、「授業マトリクス」を作成、学生のカリキュラム構成の理解に努めている。

学生支援センターを設置し、教職協働で学修支援に当たるとともに、大学院生をTA(Teaching Assistant)として活用している。単位認定、進級及び卒業・修了要件は、「志學館大学履修規程」に定められ厳正に適用されている。1年次より段階的にキャリア教育に取り組むとともに、進路支援センターにて学生・保護者を対象に支援プログラムの開発・推進に当たっている。

教員配置、年齢構成は適切であり、教員採用・昇任は、規定に基づき適正に実施されている。「FD推進委員会」のもと、組織的なFD(Faculty Development)が推進されている。

開架式図書館にラーニングコモンズ機能を持たせるなど、ゆとりある教育環境が整っている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校法人の経営及び大学の管理運営は、寄附行為及び諸規定に基づいて行われており、規律・誠実性が担保されている。また、使命・目的実現への継続的な努力がなされている。

大学は学長が運営会議、合同教授会、大学改革推進会議を主宰するなど意思決定及び業務執行の体制を整えており、学長のリーダーシップが発揮されている。

法人と大学、大学の各部門間のコミュニケーションは、会議体の人的交流によって図られている。評議員、監事、内部監査をはじめ法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性は維持されている。

長期経営計画、中期事業計画等に基づき、財務計画が策定されている。財務状況は健全であり、「私立大学等改革総合支援事業（タイプ 1）」に採択されるなど、外部資金の獲得にも積極的である。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価には、自主性・自律性をうたうとともに、規定を整備し、独自の点検・評価項目や実施組織を定め取組んでいる。プロジェクトによる報告書原案の作成、教授会でのパブリックコメントの実施等を経て、「学園総括点検・評価委員会」に至る取組み体制は適切といえる。

IR(Institutional Research)室を設置し、恒常的にデータの収集・分析を行っており、エビデンスに基づく透明性のある自己点検・評価が行われている。また、結果については、報告書による学内の共有、ホームページによる公表がなされている。

大学の運営及び教育研究に関しては、「自己点検・評価プロジェクト」による改善向上方策の整理にはじまる PDCA の仕組みが構築されている。また、法人に関しては、事業計画に連動した達成度評価が行われている。

総じて、建学の精神に基づく使命・目的の達成に向け、学修と教授の制度・組織が整えられ適正に運営されている。また、規律ある経営と適切なる大学運営、改善につなげる自己点検・評価が行われている。今後は、キャンパスの移転という勇気ある決断による事業が、長期的な経営基盤の安定につながり、使命・目的の実現に結実することを期待する。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は「時代に即応した堅実にして有為な人間（共学以前は「実際に役立つ婦人）」の育

成」を建学の精神として、基本理念や大学の使命の明文化を図るとともに、これらに基づいて大学の目的を、学則第1条に「誠実な人から、豊かな教養、自立的・創造的な行動力を併せもつ有為な人間を育成し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与すること」と明確に定めている。また、使命を実現するために5項目の教育目的を具体的に定め、学生便覧、ホームページなどにより公表・周知している。

大学は昭和54(1979)年の設立以後、平成11(1999)年の共学化及び大学名の変更、平成23(2011)年のキャンパスの移転という二度の大きな転換期を経たが、建学の精神は継承されている。また、建学の精神、基本理念、大学の使命・目的のキーワードが、それぞれに「時代に即応する」「実践力」「幅広い職業人の育成」と簡潔に設定されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的にみる個性・特色は、「幅広い職業人の育成」及び職業人として身に付けてほしい特性として、使命・教育目的の中に明示されている。また、大学としての個性は「教職員と学生の距離が近い大学」「地域に密着した大学」が意識され、きめ細かな教育、地域貢献活動への取組みがなされている。

法令への適合については、学則第1条に「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し」とうたい、教育基本法第7条、学校教育法第83条との整合性を担保している。また、大学の使命・目的を、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」における例示に位置付ける形で明示している。

大学は二度にわたり大きな転換を図っているが、その都度使命・目的及び教育目的の点検・見直しに取り組んでおり、今後も変化への柔軟な対応が期待できる。

【優れた点】

○大学の個性の一つとして「地域に密着した大学」を意識し、生涯学習センター・心理相談センター・発達支援センターに加え、学生の教育に資する地域協働センターを立上げ、地域社会に貢献している点は高く評価できる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的に対する教職員等の理解と支持については、平成 17(2005)年度の見直しに際し大学運営会議、教授会での検討を経ており、十分に得られたものとなっている。

学内外への周知は、学内向けには学生便覧、「教職員要覧」、新入生オリエンテーションにより、学外向けには「自己評価報告書」、ホームページ、大学案内により行われている。

使命・目的及び教育目的は、法人の第 2 次経営計画となる「長期経営計画(2010～2015)」の策定に際して、大学の長期ビジョンや三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。また、平成 24(2012)年からは、大学改革推進会議などの議を経て、改めて使命・目的等の三つの方針への反映に取り組んでいる。

大学の使命・目的等に沿った学部・学科の教育課程の実現に向けた取組みが意欲的に行われており、教育研究組織の構成と使命・目的は整合している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、建学の精神を受けた大学の基本理念に基づき、学科ごとに定められ、募集要項・ホームページで明示され、大学説明会などの学生募集活動を通じて周知が図られている。

入試形態別の入学者の割合は適正であり、アドミッションポリシーに従って多様な入学者を受入れている。

法学部は、収容定員を充足しておらず、特に法ビジネス学科については入学者の減少傾向が続いているものの、大学全体としては収容定員を満たしている。また、入学定員確保のため、高大連携強化が図られるなど努力がなされている。

【参考意見】

○法ビジネス学科は、収容定員未充足の状況が続いており、定員確保のためより一層の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学部・学科と研究科において、教育目的に沿ったカリキュラムポリシーが明確に定められ、学生便覧、ホームページにおいて明示されている。

カリキュラムは、基礎科目、教養科目とキャリア形成科目、外国語科目から成る共通教育科目と学部・学科ごとの専門教育科目で構成され、体系的に編成されている。また、共通科目と各学部・学科・コースの学修による獲得目標と授業科目の対応表を「授業マトリクス」として示すことで、学生が授業科目を体系的に理解できるよう工夫している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生個々に指導教員が配置され、個別の学修支援が行われている。また、「学生支援会議」と教職員の協働運営による学生支援センターが設置され、保健センター、進路支援センターとの連携や修学面談を担当する職員を配置して教職協働で学生の学修支援に当たっている。全教員によるオフィスアワー制度も導入されている。

障がいのある学生については、支援に関する基本方針が定められ、さらには学生サポーターが支援する体制となっている。また、心理臨床学科では、一部の専門科目において大学院生が TA として授業支援を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学部、研究科ともに単位認定、進級及び卒業・修了要件は、学則及び履修規程に定められ、学生便覧やホームページに明示されるとともに、多重のチェック手続きを整え、厳正に適用されている。成績評価基準については、学部及び研究科の全科目について、講義要綱の「成績評価方法と基準」において明示されている。また、他大学等における授業の履修や入学前の既修得単位の認定も学則に定めている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

共通教育科目内にキャリア形成科目群を置き、1年次より段階的にキャリア教育に取り組んでいる。また、正課外では各種試験対策講座を開き、資格取得の支援を行い実績を上げている。

進路支援センターを設置して、就職情報提供、個別面談、保護者面談、進路支援プログラム、学内企業ガイダンス、模擬面接会、保護者対象進路説明会を実施し、支援プログラムの開発・推進に当たっている。

これらの就職対策が重点的に実施されることにより、全国平均と比べて高い就職率を上げている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

大学は、授業評価アンケートを毎学期実施し、教育目的の達成状況の点検・評価を行う体制を整備し、「出席状況調査」による学修実態の把握に努め、指導教員による指導に結びつけている。

学修状況、学生の教育に対する要望の把握を目的に、平成 24(2012)年度「学生生活に関する調査」を実施し、実態の共有に努めている。

授業評価アンケートの結果については、学内ネットワークで公開し担当教員及び受講学生にフィードバックの機会を提供しており、さらに教員には調査結果に対するコメントが

求められている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の安定のため、厚生補導・経済的支援・課外活動支援の窓口である学務課、健康管理・心的支援のための保健センター（学生相談室・保健室）が置かれており、組織的に学生生活を支援している。

経済的支援については、志學館学園特待生制度（3種）、志學館学園奨学金、留学生授業料減免制度が整備されている。

学生の生活に関する要望は、意見箱の設置、学友会による集約、学友会役員・寮役員・大学祭実行委員等との懇談を通してくみ上げるシステムを整備し、大学からの回答を表明して学生サービスに努めている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学・大学院ともに設置基準を上回る教員が配置されている。また、教員の年齢別構成もバランスがとれている。

教員の採用・昇任は、「志學館大学教員採用規程」「志學館大学教員昇任規程」「志學館大学教員選考基準」に基づいて適切に行われている。教員評価委員会が設置され、平成26(2014)年度以降は「教員評価自己申告書」の試行が行われている。FDは、「FD推進委員会」を設置、学期ごとの「授業評価アンケート」「FD研究会」、授業公開など、組織的に進められている。また、大学運営会議の企画のもと、教職協働による大学運営をテーマに「教職員合同研修会」がFDの一環として開催されている。

教養教育として共通教育科目を開設し、共通教育センターを設置して運営しており、受講者数の上限設定や能動型学修のための科目新設の取り組みを行っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育研究目的の達成のため、校地・校舎、図書館、情報サービス等、教育環境を整備し、かつ有効に活用している。開架式の図書館は、収容定員に対し閲覧座席数が十分に確保されている。開館時間は平日 20 時まで、さらに土曜日も開館し学生の利用環境を整えており、ラーニングcommons機能を持たせる対応を行っている。また、障がいのある学生のためにエレベータを設置する等、バリアフリー化にも配慮している。施設・設備の安全性（耐震性）については、耐震診断を実施し、耐震工事の計画が立てられている。

施設・設備に対する学生の意見・要望のくみ上げは、意見箱と「学生生活に関する調査」により行われている。

授業における学生数の適正な管理には、履修人数の上限設定、「プレイスメントテスト」によるクラス編制、複数クラスの設置などにより臨んでいる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人経営の規律は寄附行為に遵法精神と法人の目的、理事会の機能を明確に定め、大学においては管理及び運営に関する規則などにより規律性と誠実性を表明している。

使命・目的の実現に向けては、長期経営計画に基づく中期事業計画を策定し、アクションプランとしての事業計画という構造化された中で継続的に取組み、前半の 3 か年計画に

においては鹿児島県鹿児島市へのキャンパス全面移転を完了した。

寄附行為及び学則などの諸規定は法令を遵守しており、学校法人の管理運営等に関する自己点検リストによる定期的な点検に加え、「規則等検討委員会」による見直しやコンプライアンスマニュアルによる意識の醸成が図られている。環境保全、人権、安全配慮では規定等を整備し、これに基づき省エネルギー、ハラスメント防止、危機管理などに取組んでいる。教育情報及び財務情報はホームページで公表し、関係者には解説を付し周知に努めている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は寄附行為の定めに従い、理事会会議規則の規定にのっとり運営しており、平成25(2013)年度は臨時理事会を含め7回開催している。

理事会のもとには理事長及び大学学長など主要メンバーを構成員とする常務会を置き、8月を除き毎月開催して、法人の現状と課題を協議し情報共有に努めている。また、理事会の事前審査機関としても機能しており、理事会での速やかな意思決定に資する役割を果たしている。加えて、理事長の諮問機関として理事長懇談会を設置し、理事長の法人運営を支える体制を整備している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定は、大学の運営に関する機関として学長のもとに大学運営会議を置き、教育・研究に関する機関として各学部、研究科に学部教授会、研究科委員会、学部を超えて意思の統一を図る機関として合同教授会が置かれ、意思決定のプロセスは明瞭である。

学長は、大学運営会議、合同教授会及び大学改革推進会議を主催し、大学の意思決定の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。業務の執行においては、各種委員会などは両学部を横断する形で構成しており、委員会には職員も出席して全学体制で組織相互の適切な連携及び意思疎通が保たれるよう編制している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人と大学間の意思疎通は、理事会への学長の出席、評議員会への学長及び大学事務局長の出席のほか、常務会、理事長の諮問機関である理事長懇談会及び大学の意思決定機関である大学運営会議を中心に担保されている。

評議員会の開催状況、評議員の選出、出席状況は適切である。監事は理事会及び評議員会への出席に加え、常務会へも陪席し、監査結果を報告し、意見を述べている。また、法人に内部監査室を設置し内部監査を実施するなど、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性は維持されている。

法人における長期・中期の経営計画の策定と、大学における各種委員会、教授会、大学運営会議及び大学改革推進会議を経た教育計画の策定により、リーダーシップとボトムアップの仕組みが築かれている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織については、「管理及び運営に関する規則」に基づき、法人では「事務分掌規程」、大学では「大学事務組織及び事務分掌規程」を制定し、法人本部は4部署体制、大学事務局は4課体制が編制され、権限を分散し、責任を明確化している。

業務執行の管理は、職員組織を中心とした管理体制が構築され機能している。

職員の資質・能力向上については、毎年度「人事基本方針」を策定し、昇任、人事異動、育成などの方針を明確に示した上で、人事考課制度や研修に組織的かつ継続的に取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

長期経営計画、これに基づく中期事業計画、アクションプランとしての事業計画の実現に向け、財務計画及び「学園施設設備投資4か年計画」が策定され執行されている。

フローに関する財務状況は、帰属収支差額の推移に見られるように、大学・法人ともに健全な状態にある。

財政基盤の確立に向けた外部資金導入のうち、私立大学等経常費補助金については定員充足率の改善により増加傾向にあり、平成25(2013)年度「私立大学等改革総合支援事業(タイプ1)」に採択された。私立大学等改革総合支援事業の一つである「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」に採択され、総合的学修支援体制・アクティブ・ラーニングの環境が整備された。また、科学研究費助成事業の補助金など競争的資金獲得のために意欲的に取り組んでいる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理に関しては、学校法人会計基準を遵守し、学校法人の「経理規則」及び「経理規則細則」にのっとり、適正に処理している。財務会計システムを導入して、リアルタイムで法人本部が把握チェックすることが可能な体制となっている。

当初予算外の収入・支出が発生した場合は、理事会での承認の上、補正予算を編成し決算とのかい離がないようにしている。

監査については、法人監査室による内部監査、監事による監査、監査法人による監査の三様監査が実施され、これらの会計監査に加え業務監査も行い、相互が連携し情報を共有して適切に機能している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学は、「自己点検・自己評価に関する規程」「志學館大学自己点検・自己評価に関する運用規程」に点検・評価項目と実施組織を定め、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

手順は、大学内の「自己点検・評価プロジェクト」による報告書原案の作成、「点検・評価委員会」での検討、教授会でパブリックコメントを求め、大学運営会議で決定したものを「学園総括点検・評価委員会」へ提出するという流れになっており、取組み体制は適切といえる。

平成 20(2008)年からは自己点検・評価が毎年行われている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

平成 19(2007)年度以降は、日本高等教育評価機構の大学評価基準に沿って必要な調査やデータの収集及び分析が行われ、根拠となるエビデンスに基づいた自己点検・評価が行われている。

IR 室を設置し、恒常的にデータの収集・分析する体制を整えている。

自己点検・評価については、報告書にまとめられ教授会に報告されており、ホームページには、平成 20(2008)年度から平成 24(2012)年度までの「自己点検・評価報告書」が公開されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学運営及び教育研究の改善については、自己点検・評価、改善向上方策の整理（自己点検・評価プロジェクト）、担当部署の割当て（大学運営会議）、改善案の検討・対応（各部署）、中間報告（自己点検・評価プロジェクト）、最終報告（大学運営会議）、報告（合同教授会）という PDCA サイクルの仕組みが構築されている。

平成 25(2013)年度からは、中期事業計画には第三者評価の評価基準欄が設けられ、自己点検・評価の PDCA サイクルと関連付けし、年度計画、進捗状況（年 2 回）の達成度評価が行われており、事業計画に連動した改革改善へとつながるよう計画されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 地域貢献の実施体制

- A-1-① 組織の種類及び人員の配置
- A-1-② 事業内容の決定及び運営の体制

A-2 地域貢献の事業内容と施設等の利便性

- A-2-① 事業内容の適切性
- A-2-② 施設や設備の利便性

A-3 地域貢献活動に係る広報のあり方

- A-3-① 事業内容の広報体制
- A-3-② 利用者のニーズをくみ取る仕組み

【概評】

大学の教育目的の一つである「社会に開かれた大学として、地域社会の発展と生涯学習の促進に力を注ぎ、社会人の学習意欲に応える」にのっとり、生涯学習センター・心理相談センター・発達支援センターと地域協働センターの四つのセンターを設置しているが、それぞれのセンターは、規定が整備され、センター会議もしくは運営会議により運営がなされる体制が整っている。

生涯学習センターは、大学の講座を開放しているほか、県・市との連携講座を含めたセンター主催の講座を設け、一定の成果を挙げ参加者の満足度も高い。心理相談センター及び発達支援センターは、地域の相談機関的な役割が期待されており、研究・研修の場を提供する役割も担っている。

広報については、ホームページやリーフレットの発行など利用者の視点に立った丁寧な広報活動が行われている。

生涯学習センターの講座では、受講者アンケートを実施し、受講者との意見交換の機会を設けており、心理相談センターと発達支援センターは、受付に臨床心理士を配置して、利用者のニーズをくみ取る努力をしている。また、地域協働センターについては、担当者

志學館大学

が地域の審議会等に出席してヒアリングを実施しており、それぞれのセンターは適切に活動し、地域に貢献している。

